

1. 改正後の基準は、申請日が令和5年10月1日以降のものについて適用し、申請日が、令和5年9月30日までのものは改正前の基準により取扱うこととします。なお、令和5年9月30日以前に協議があったものについては、改正前の基準により取扱うことを認めます。

※「令和5年9月30日以前に協議があったもの」とは、メールでの照会や、協議簿等の記録により、令和5年9月30日までに協議があったことが確認できるもの。

2. 過去に改正前の基準で線引き前宅地（市街化調整区域となった時点ですでに宅地であった土地）の許可を受けているものや、事前協議で認めているものについては、線引き前宅地として認めますので、その旨が確認できるよう、関連資料の添付をお願いします。
3. 土地登記事項証明書に、原因日付では線引き前に宅地として登記されているものの、登記の日付では線引き前に宅地として登記されていない土地の場合、令和5年10月1日からは3判断基準（2）イには該当しませんが、（2）二に該当すれば、3判断基準（2）を満たす可能性はあります。
4. 1.の事前協議の有効期限については、特に設けておりませんが、今後の法改正や周辺状況の変化を踏まえ、将来的に取扱いが変わる可能性がありますので、ご留意ください。